

街のスナックを守る 請願署名



紹介議員()

請願趣旨

風俗営業適正化法(風営法)による取り締まりによって、健全な飲食店の経営者が突然、逮捕・勾留され、50万円~200万円もの罰金を払わされる事例が相次いでいます。

こうした警察による取り締まりの根拠とされているのが、風俗営業の許可を必要とする時代遅れの「接待」基準です。警察庁は風営法の運用基準で「接待」行為を例示しています。①談笑やお酌をする、②カラオケをすすめる。デュエットや手拍子、拍手をする、③客とダンスをする一などを許可が必要な「接待」に当たるとしているのです。「客におしぼりを手渡す」ことを「接待」として厳しく取り締まる県警もあります。

こんなことが行われたら、安心して営業することはできません。

スナックは「まちの社交場」であり「オアシス」です。楽しく語り合い、情報を交換し、歌い、飲んで、食べて、明日への活力を与えてくれる場です。困りごとや悩みに耳を傾けてくれる経営者に命を救われた人もいます。

大切な役割を果たしている健全なスナックをつぶすような、行き過ぎた取締りや運用基準は正すべきです。こうした趣旨から下記の項目について請願します。

請願項目

①バー・スナック等、酒類提供飲食店を風営法の「接待飲食店営業」の対象から外すこと。

②警察庁の解釈運用基準を時代に合ったものに改正し、談笑、お酌、カラオケなど「おもてなし」に当たる行為を風俗営業の「接待」から外すこと。

③「基本的人権に配慮し、職権が濫用されることがないように留意する」とした国会の付帯決議を守り、警察の立ち入りは指導を中心とし、経営者などをいきなり逮捕しないこと。

氏名	住所

【取扱団体】全国商工団体連合会 ()